

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	2
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税、特別土地保有税）
要望項目名	農地中間管理機構法の施行後5年後見直し等に伴う税制上の所要の措置
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農地中間管理事業の推進に関する法律附則第2条において、施行後5年を目途として、機構事業及びその関連事業について、実施主体、財政措置の見直しその他の事業の在り方全般について検討をし、必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>併せて、規制改革実施計画において、これまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、農地所有適格法人要件や農地制度の見直しについて検討することとされている。</p> <p>このことから、法施行後5年となる平成31年を制度見直しのターゲットとして、上記の内容について検討した結果に基づき、所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>・特例措置の内容 農地中間管理機構法の施行後5年後見直し等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。</p>
関係条文	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（精査中） [平年度] 精査中（精査中）</p> <p>[改正増減収額] ー</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>(2) 施策の必要性 平成35年度に担い手の農地利用集積のシェアを8割にするという目標に向けて、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構が平成26年度に各都道府県に整備されたところであるが、平成29年度末の集積率は55.2%にとどまっており、更なる加速化を図っていく必要がある。</p> <p>(参考1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）附則（抜粋） （検討） 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し（農地中間管理機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。）その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、第二十六条第一項の協議の結果の取りまとめの状況等を踏まえ、同項に規定する協議の場に関し、そのより円滑な実施を図るための法制上の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(参考2) 規制改革実施計画（平成30年6月15日付け閣議決定）（抜粋） 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）附則第2条に基づき、施行後5年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。</p> <p>（中略）</p> <p>・農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。</p>
本要望に対応する縮減案	ー

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
	政策の達成目標	今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が、「担い手」によって利用される。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	平成 29 年度末における担い手による農地の利用面積は全農地面積の 55.2%にとどまっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—